



# ゴルフアー保険

ナイスショットのあなたに…

## ゴルフアー保険 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約付

ゴルフアー保険は、ゴルフの競技中・練習中・指導中に起こした賠償事故はもちろん、ご自身のケガやゴルフ用品の破損・盗難までを補償する、ゴルフアーにはぴったりの保険です。  
また、ホールインワンまたはアルバトロスを達成されたときの諸費用もお支払いします。



こんなとき、お役に立ちます。

### 第三者に対する賠償責任

国内 海外

ゴルフの練習・競技もしくは指導中に偶然な事故によって、他人(キャディを含みます。)を死傷させたり、財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負われたときに、損害賠償金等をお支払いします。賠償金額の決定については、事前に弊社の承認が必要です。

### ご自身の傷害

国内 海外

ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内において、ゴルフの練習・競技もしくは指導中に偶然な事故によって傷害を被られたときに、次の保険金をお支払いします。



- ① **死亡保険金**  
事故の日から180日以内にその傷害がもつて死亡されたときは、保険金額の全額をお支払いします。
- ② **後遺障害保険金**  
事故の日から180日以内にその傷害がもつて後遺障害が生じたときは、その程度に応じて保険金額の所定割合の額をお支払いします。
- ③ **入院保険金**  
事故の日から180日以内のその傷害による入院(入院に準じた状態を含みます。)の日数に対して1日につき保険金額の1,000分の1.5をお支払いします。
- ④ **通院保険金**  
事故の日から180日以内のその傷害による通院(往診を含みます。)の日数に対して、90日を限度として1日につき保険金額の1,000分の1をお支払いします。ただし、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。
- 上記①、②の保険金は重複してお支払いしますが、支払保険金の総額は、保険期間を通じ保険金額が限度です。

### ゴルフ用品の損害

国内 海外

ゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内において、ご自身の所有するゴルフ用品(被服類を含みます。)が盗難にあったとき、またはクラブが破損・曲損したときに、時価額を限度としてお支払いします(保険金額を限度とします)。



### ホールインワン・アルバトロス費用

国内のみ

日本国内のゴルフ場でゴルフ競技中に、ホールインワンまたはアルバトロスを達成されたときに、次の費用(実費)を保険金額の範囲内でお支払いします。

- 1 同伴競技者、友人等への贈呈用記念品購入費用
- 2 祝賀会費用(ホールインワン・アルバトロスを達成の日から3ヶ月以内に開催された祝賀会に限ります。)
- 3 ゴルフ場に対する記念植樹費用
- 4 同伴キャディに対する祝儀
- 5 その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護等に役立つ費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

#### 【ご注意】

- アマチュアの方だけを対象とするもので、ゴルフの競技または指導を職業としている方は対象となりません。
- 他の競技者1名以上とパー 35以上の9ホールを正規ラウンドした場合のホールインワン・アルバトロスに限ります。

### ○事故が起こったら…

保険事故が発生したときは直ちに、弊社または弊社代理店にご通知いただくことが必要です。ご通知が遅れますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### ● 第三者に対する賠償責任

- ご契約者、ご自身の故意
- ご自身と同居する親族に対する損害
- ご自身が預かったり借りたりして管理している物に対する損害

### ● ご自身の傷害

- ご契約者、ご自身もしくは保険金を受取るべき方の故意または重大な過失による傷害
- 自殺行為、犯罪行為、または闘争行為による傷害
- むちうち症、腰痛等の医学的他覚所見のないもの

### ● ゴルフ用品の損害

- ご契約者、ご自身の故意または重大な過失
- ゴルフボールのみの盗難による損害
- ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失による損害

### ● ホールインワン・アルバトロス費用

- ゴルフ場の経営者または使用人の方が、そのゴルフ場で達成したホールインワン・アルバトロス

## お支払いいただく保険料は

ご契約金額・期間に対する保険料はそれぞれ次のとおりです。

保険期間	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
第三者賠償 (免責なしの場合)	3,000万円			5,000万円			1億円			
ゴルファー傷害	500万円									
ホールインワン・アルバトロス	20万円			30万円			30万円			
ゴルフ用品	①	20万円								
	②	30万円								
保険料	①	5,300円	10,060円	14,570円	6,570円	12,480円	18,080円	6,590円	12,530円	18,140円
	②	6,300円	11,960円	17,320円	7,570円	14,380円	20,830円	7,590円	14,430円	20,890円

●団体契約 (20名以上) については、その人数に応じて5~30%の割引が適用されます。

### お客様に関する情報の取扱いについて

弊社は、保険契約申込書等から得たお客様に関する情報 (保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。) の取扱いについて以下の通りとさせていただきます。なお、詳細については、弊社ホームページ (<http://www.ace-insurance.co.jp>) をご覧ください。

#### (1) 主な利用目的について

- 弊社または弊社のグループ会社が取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- 適正な保険金・給付金の支払
- 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

#### (2) 第三者への情報提供について

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- 弊社のグループ会社・提携先企業、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

### 保険会社破綻時の取扱い

保険契約を引き受けている損害保険会社の経営が破綻した場合には、保険金、解約返れい金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があります。賠償責任保険のご契約については、同機構によって、事故に関する保険金や解約返れい金が、下記の割合によって補償されます。

ご契約の種類	保険金支払い	解約返れい金
賠償責任保険※	●破綻後3ヶ月間は、保険金を全額支払 (補償割合100%) ●3ヶ月経過後は、補償割合80%	補償割合80%

※ご契約者が、個人・小規模法人・マンション管理組合である場合に補償の対象となります。本制度の具体的な内容については弊社ホームページ (<http://www.ace-insurance.co.jp>) をご覧ください、弊社営業店までお問い合わせください。

### 共同保険契約について

弊社および他の損害保険会社との共同保険となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。弊社は幹事保険会社として他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金の支払その他の業務または事務を行っております。

●ご契約に際して、契約内容の概要や注意点については必ず「契約概要」「注意喚起情報」をお読みください。ご不明な点については取扱代理店または弊社社員にお問い合わせください。

●このちらしは「ゴルファー保険」の概要を説明したものです。この保険は、エース損害保険株式会社の賠償責任保険 (個人用) 普通保険約款、ゴルフ特別約款ならびに付帯特約の規定に従います。

●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料領収証の発行、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご契約いただいで有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

●保険料のお支払いの際は弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。なお、1ヶ月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄の弊社支店・営業所にご照会ください。

取扱代理店

引受保険会社



**エース損害保険株式会社**  
ace insurance

本社

〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー

TEL: 03-5740-0602 (代)

<http://www.ace-insurance.co.jp>